

高砂市自動録音機能付電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的として、高砂市内に居住する高齢者等に対し、予算の範囲内で、着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する固定電話機又は外付け機器の購入に要する経費の一部について、高砂市自動録音機能付電話機等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 被害者に電話をかけるなどして対面することなく被害者を欺いて、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の人から現金等をだまし取る詐欺をいう。
- (2) 着信前自動警告機能 呼び出し音が鳴る前に相手に対し通話を録音するなどの警告メッセージを流す機能をいう。
- (3) 自動録音機能 通話内容を自動で録音する機能をいう。
- (4) 自動録音機能付電話機 固定電話機で着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方の機能を備えるものをいう。
- (5) 外付け機器 固定電話機に接続して使用する機器で着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方の機能を備えるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高砂市内に住民登録があり、現に当該登録地に居住している者
- (2) 第7条の規定による申請の時点で、65歳以上の者又は65歳以上の者と同居する者
- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

(補助対象機器)

第4条 補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号のいずれかに該当する機器で、補助対象者が令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間に購入し、かつ、前条第1号に規定する住民登録地で実際に使用するものとする。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録（以下「推奨品目録」という。）に記載されている自動録音機能付電話機又は外付け機器
- (2) 推奨品目録に記載のないものであって、着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方

を備えると市長が認める機器

2 補助対象機器の台数は、1世帯につき1台のみとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払う補助対象機器の購入費とする。ただし、次に掲げる経費等は、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置に係る経費
- (5) 補助対象機器の配送に係る経費
- (6) 補助対象者が2人以上居住する世帯における2台目以上の補助対象機器の購入に係る費用
- (7) 機器購入のためのポイント等の利用における当該利用による購入費の減額分

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 自動録音機能付電話機の場合 10,000円。ただし、補助対象経費が10,000円に満たない場合は、当該補助対象経費の100円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 外付け機器の場合 5,000円。ただし、補助対象経費が5,000円に満たない場合は、当該補助対象経費の100円未満の端数を切り捨てた額

(交付申請)

第7条 市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）に対し、指定する期日までに、高砂市自動録音機能付電話機等購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出させるものとする。

- (1) 補助対象機器を購入したことを証明する書類（領収書等）
- (2) カタログ等の補助対象機器の品名、型番、主な仕様等が分かるもの
- (3) 振込先の口座が記載された書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定及び補助金の交付額の確定を行うときは、高砂市自動録音機能付電話機等購入補助金交付決定通知書兼補助金交付確定通知書（様式第2号）により、当該申請をした補助申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、速やかに補助金を当該通知に係る補助申請者に支払うものとする。
- 3 市長は、補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、高砂市自動録音機能付電

話機等購入補助金不承認決定通知書（様式第3号）により、前条の規定による申請をした補助申請者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を高砂市自動録音機能付電話機等購入補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該決定を受けた補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（財産の処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。この場合において、当該財産の取得日から6年を経過しない期間には、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売払、貸付け又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項に規定する承認をしようとするときは、交付をした補助金の全部又は一部に相当する金額を高砂市に納入することを条件とすることができる。

（調査への協力）

第11条 補助申請者又は補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。